

管 理 規 程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局公印規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局公印規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県病院局病院建設部長印及び小児医療センター建設課長印の項を削る。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。